

第5章

計画を推進するため

計画を推進するために

第四次東大和市地域福祉計画を推進するためには、市民、民間団体、行政が協働し、支えあいのある地域福祉社会を実現しなくてはなりません。地域福祉審議会はもとより、市民意見をいただくなかで検討した内容を着実に実行できるよう努めなくてはなりません。

本計画に掲げた施策の実現に向け、連携しあえる体制を整備していく必要があります。

1 地域コミュニティの活用

地域のなかで解決出来る福祉課題は、地域の人たちの協力により解決を図ることが、これからの地域福祉には求められています。地域に住む人だけでなくそこで活動する東大和市にかかわるすべての人が携わることで地域での繋がりが深くなっていくと考えています。

市民、民間団体、行政がそれぞれ活動するだけでなく、総合的・一体的に活動し、福祉保健、教育、防災などに対応し協働する必要があります。

そこで、それぞれの得意分野を生かしながら、把握している情報を共有化し、だれもが安心してすこやかにいきいきと暮らすことができるまちの実現に向けた地域コミュニティの環境醸成を図ります。

2 人材の育成・確保

地域が抱える福祉課題は多様です。地域の問題を自分たちの問題として積極的に解決していくことは重要であり、地域の活性化に繋がります。

そのためには、地域にかかわるすべての人が参加できるよう福祉活動の機会を整備し、それぞれの役割分担のなかで、継続的に実施することが必要です。

地域の問題を地域で解決するためには、地域の主体的な活動を中心的に支える人材や福祉活動を支援するボランティアの人材育成を推進するとともに、地域で各種支えあい事業を行っている団体や社会福祉協議会などと協力し、地域福祉にかかわる人材の確保を目指します。

3 計画の進行管理

本計画が、整合性のとれた施策の推進を図るためには、計画の進捗状況と成果を評価する仕組みが必要です。

地域ごとの福祉課題の実情や福祉ニーズを把握する地域コミュニティ組織を設置し、地域住民はもとより、自治会、民生委員・児童委員、NPO、教育関係、民間団体などの地域にかかわるすべての人が連携して地域福祉の実現を目指します。

また、その地域住民の発意による意見や課題を整理し、東大和市全体の福祉の重要課題について意見を求めるため、地域福祉審議会を継続的に開催します。

さらに、地域福祉審議会では計画の進行管理や評価を適正に行い、事業化や次期の地域福祉計画に反映できるよう各種関係者とも連携を図り、情報提供に努めます。